平成２９年（フ）第１４０号
熊本県熊本市中央区帯山１丁目25番17―703号、前住所福岡県久留米市江戸屋敷２丁目28番６号　リビングタウン江戸屋敷210号
債務者　内田　郁恵
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋島　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第９０１号
埼玉県新座市野火止８丁目11番16―406号
債務者　髙橋　宏明
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　啓高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月21日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５６号
三重県志摩市大王町船越1835番地
債務者　寺田工務店こと　寺田　宗士
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河之口　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
佐賀県三養基郡みやき町原古賀2606、住民票上の住所福岡市東区名島５丁目52番15号
債務者　井上　英敏
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第９２６号
埼玉県川口市大字赤山309番地　ベルドゥムール川口東　1403号、旧住所埼玉県川口市戸塚南５丁目15番13号
債務者　小林　悟史
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高澤　史生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
岐阜市大洞西８番11―105号（市営住宅大洞団地）、前住所岐阜市加野６丁目３番16号
債務者　ヘアーディザイアこと　清水　清仁
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２３０号
岐阜市守口町４丁目43番地２
債務者　黒住　晋司
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１３５号
秋田市広面字家ノ下21番地１　レジデンスシルバー鎌田101号、前住所秋田市手形山西町２番14―１号
債務者　鎌田　拓也
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２号
石川県小松市今江町２丁目628番地　フルハウス105号室
債務者　砂川　龍也
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第４６号
石川県加賀市山代温泉神明町７番地７
債務者　桐明　貴之
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第１９号
島根県江津市敬川町1719番地２
債務者　佐々木久登
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第４６号
福岡県直方市大字感田1201番地４
債務者　権藤亜弥子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第１４９号
佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1924番地４太陽の郷
債務者　井澤　達也
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
宮城県大崎市古川福沼１丁目23番10号　リーブ１　201号、従前の住所宮城県栗原市瀬峰横森前26番地12
債務者　伊藤　亮太
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
福井県三方郡美浜町金山第７号23番地
債務者　中村　裕一
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１７号
山口県玖珂郡和木町和木４丁目３番56号、住民票上の住所山口県玖珂郡和木町関ケ浜２丁目５番５―105号
債務者　村田延得至
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
山口地方裁判所岩国支部